

定款変更案

訂正箇所	現在	訂正後	理由
<p>第 3 章 役員 (報酬等) 第 20 条</p>	<p>第 20 条 役員の報酬に関しては、総会において別に定める。 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p>	<p>第 20 条 <u>役員は、原則として無報酬とする。ただし、本会の事業運営上必要があると認められる場合に限り、役員総数の 3 分の 1 以下の範囲で役員に報酬を支給することができる。</u> <u>2.前項に規定する役員報酬の具体的な取扱いについては、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。</u> 3. 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・団体内において役員報酬規程を改訂・整備したことにより、透明性を確保できる体制が整った。 ・今後は、この規程に基づき、理事会の議決を経たうえで具体的な取扱いを定めることで、法人運営の実態に即した、適切かつ機動的な対応を可能とする。
<p>第 6 章 評議員会 (選任) 第 42 条</p>	<p>第 42 条 評議員は、総会において正会員（法人または団体にあつてはその代表者もしくはこれに準ずる者とする。）の中から選任する。ただし、特に必要が認められる場合には、評議員にあつては<u>その総数の 5 分の 1 を越えない範囲内</u>で、正会員以外の者を評議員に選任することができる。</p>	<p>第 42 条 評議員は、総会において正会員（法人または団体にあつてはその代表者もしくはこれに準ずる者とする。）の中から選任する。ただし、特に必要が認められる場合には、評議員にあつては<u>その総数の 2 分の 1 を越えない範囲内</u>で、正会員以外の者を評議員に選任することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当会では、評議員の役割を、「運営責任を負わない自由な立場から DEAR の組織や事業に対して意見・提案すること」と位置付けている。 ・当会の事業内容の多様化や社会的責任の高まりを踏まえると、より多角的かつ専門的な視点を評議員会に取り入れる必要性が高まっている。 ・外部有識者や専門家等をより柔軟に登用できるよう、正会員以外の者(サポーターや賛助会員も含む)を評議員に選任できる割合を「総数の 2 分の 1 を超えない範囲」に拡大することとする。